

「十訓抄」の編者について

—菅原為長説再考—

志 村 有くた 弘ひろ

古来、「十訓抄」の編者をめぐって、諸家の間で云々されて来たことは、周知の通りである。そして、現時点において、六波羅二藤左衛門入道説・菅原為長説の二説が、もつとも有力視されている。私はつとに「十訓抄の説話配列と作者——菅原為長説考」（立教大学日本文学、昭和四十三年十二月）なる小稿を発表し、そこで「十訓抄」に関して、

- (1) 同類説話の配列が原則。
 - (2) 年代順説話配列の意識もうかがえる。
 - (3) 同類説話の配列は、「古事談」に倣ったか。
 - (4) 「十訓抄」と原「古今著聞集」の伝承関係は稀薄であり、他書との伝承関係が異質である点から橘成季を「十訓抄」の編者と考えることは困難である。
 - (5) 現段階において、六波羅二藤左衛門入道が藤原定家、信実と親交があったかどうか明確でない。
 - (6) 為長は、同時代の公卿定家を通して「今物語」を見る機会を得たのではないか。
- と論じた。つまり、私は、「今物語」から「十訓抄」に五話流入し

「十訓抄」の編者について —菅原為長説再考—

ている点を重視し、「十訓抄」の編者を菅原為長と想定した。その意味で、本稿は、前掲「十訓抄の説話配列と作者」の補説とも称すべきものである。

「山送りの弁」と為長

「十訓抄」巻一「依詩歌被付異名事」の条に、

又詩哥につけて異名などつけらるゝ事あり。治部卿能俊は白川院鳥羽殿の御会に、日のなかなる月をこそ見れとよみて、天変の少将といはれけり。中納言親経卿は後鳥羽院詩哥合に、月自みづ家山い送我來と作て、山送の弁とぞつけられる。かやうの事能可み心得み。同異同名なれども、さむるうつの少将、待宵の小侍従など付けられたるは優におほゆかし。(下略)

と伝えられている記事がある。「後鳥羽院詩哥合」とは、元久二年六月十五日に催された「元久詩歌合」のことで、これには詩の作者として為長・親経両者が出席している。為長の相手には雅経、親経には後鳥羽院があたり、「水郷春望」という題では、為長の一敗一引分、親経の場合は判定がついていない。もう一つの題「山路秋江」では、親経が一引分（一無判定）、為長が一敗（一無判定）とい

う結果で終っている。親経が「山送りの弁」と異名を付けられることになった詩は、「水郷春望」の二番で、親経が、

雲帰巖岫共誰宿。月自家山送我来。

と詠じたのに対し、後鳥羽院が、

旅ごろもけふみかの原露なれぬ

宿かせ山の秋の夕ぐれ

と対したもので、結果は「持」となったものである。ところで、「十訓抄」に伝えるこの説話に関して乾克巳氏は、

……「十訓抄」の作者を菅原為長とする立場からすると、元

久詩歌合に列席した為長が親経の異名に関する話を直接見聞してこれを本書の例話として採録することは首肯できる（「十訓抄と菅原為長補説」、国学院雑誌、昭和四十四年五月）

と述べている。このことを詳しく詳細に述べるならば、「愚秘抄」下に伝える「新古今集」真名序に関する記事は看過できない。

新古今の序をば撰政殿書給へり。真名序をば儒者の書事也。必儒業ならぬ人も書事侍べし。新古今の真名序をば親経卿の書て侍り。為長卿しきりに、我ぞさだめて承たまはらんずらんと待かけて侍りけるに、撰政殿、親経卿を挙し申されけるに、依て勅免ありき。撰政殿、六角中納言をめされけるに参られたりければ対面ありて、今度の勅撰真名序其仁にあたりておはせば、随分申さしたして侍也と仰られければ、中納言老の泪をはらくと落して、君は賢臣にておはしけりとて、罷立れけるとかや。さて書おほせて献ぜられけるに、聊句を落されて侍り。我まうけて此句申うけてかゝんとて、入筆一句侍けり。其句、伏羲基

皇徳四十万年。異域自雖_レ觀_ニ聖造之書史_一焉。神武開_ニ帝功_一而八十二代。当朝末_レ開_ニ叡榮之撰集_一矣とかかれたりき。殊勝の句とこそ覚え侍れ。仮名序をうけて、真名序をば書事にて侍也。

「新古今集」の成立を一応元久二年三月とし、この時、「撰政殿」(藤原良経、三十七歳)、藤原親経(時に参議、五十五歳)。「尊卑分脈」記載の一説によると七十四歳)両者の手に成る仮名序・真名序を附して進覧している。このことは別に、時に菅原為長は、従四位下・文章博士、四十八歳であった。藤原親経は、治承四年九月高松院が巖島に御幸なつた時、院自ら願文を草したが、その願文のできればがごとに見事であったので、後日、表を書いて奉つたと「古今著聞集」巻一は伝えている。そして、文章博士、かつ後鳥羽院・土御門院二代にわたる侍説であった(尊卑分脈)ことを考えあわせれば、「新古今集」真名序を親経が書いても不思議ではなかつたといえる。一方、治承二年、二十一歳の時、御書所衆となり、ついで元暦二年(二十七歳)秀才、そして元久元年正月十三日文章博士となつた菅原為長としても、自己の学問に対する強い誇りは持つていたであろう。まして菅原氏という学問重代の家に生れた人間であつた。「愚秘抄」の伝える「為長卿しきりに我ぞさだめて承たまはらんずらんと待かけて侍りけるに」という一文は、為長の心中を伝えて正鵠である。しかし、結果は藤原親経が真名序を書くことになつた。「愚秘抄」編者は「真名序をば儒者の書事也」と二心断りながらも「必儒業ならぬ人も書事侍べし」と書いたのは、一種の意外姓を感じたからではなかつたか。為長が漢文学に通曉していたことは、著「文鳳鈔」を見れば瞭然である。為長が単に漢文学に造詣深

かつたというだけではない。当代において漢詩文作者としての実力は十二分に認められていたと思われる。「古今著聞集」巻十九草木に、

順徳院の御時、十月の比、侍従宰相定家卿、大藏卿為長卿参内して、おの／＼鬼の間にて、やまとからの物語してさぶらひける所へ、御前より蒔絵したる硯の蓋に、きくのした絵にしたる檀紙をしまて菊の花を一枝入れて、「兩人よみてまらせよ」とて兵衛内侍にもたせて出されたりければ、定家卿は走り立ちて逃げにけり。為長卿は詩を作りて、奉りけるとなん、いと興あることなり。件の詩、たづねてしるすべし。定家卿逃げられけるも、定めてやうあるらん、ゆかしくこそ。

と伝えられている説話は、漢詩文における為長の自信のほどを十二分に察知せしめる。右記「古今著聞集」本説話は「順徳院の御時」というから、「新古今集」の成立（元久二年三月）からはもっとも早く見ても六年の歳月は流れている。「順徳院の御時」は、藤原定家が四十九歳から五十八歳の期間であり、もはや若輩と称するにはほど遠い時期である。歌道における第一人者の藤原定家がその場を逃げ出し、為長は作詩をした。漢詩文における為長の自信とその場の得意さが彷彿とする説話である。話が飛躍した。「山送りの弁」に關して焦点をしばらく。前述のごとく、「新古今集」真名序は、意外にも藤原親経と決定した。そこで、菅原為長が親経に關する不名誉な事件（山送りの弁と異名を付されたこと）を敢て「十訓抄」に記しとどめたのではなかったか。「元久詩哥合」に出席していた為長は、親経の詩を当然その場で聞いたであらうし、「十訓抄」に

「十訓抄」の編者について — 菅原為長説再考 —

このことを記しとどめるのは容易な立場にあったことは事実であり、と同時に、親経に対して一種遺恨の情も存在したと目される。それが「十訓抄」に「山送りの弁」の記事を附加せしめることになつたのではなからうか。菅原為長は、漢詩文に通曉していたばかりではない。歌道においても勅撰集作者になつた人物である。「十訓抄」成立の建長四年以前では、第十代目の勅撰集「統後撰集」巻二十賀歌に「仁治三年悠紀の風俗歌、三神山」という詞書を附した、古へに名をのみきゝて求めけむ。

みかみの山はこれぞ其山

という歌一首のみであるが、その後、為長生存時において、「統古今集」巻二十賀歌、「統拾遺集」巻十賀歌に各一首ずつ採録され、死後、「新千載集」巻十一恋歌一、「新統古今集」巻七賀歌に各一首ずつと、合計五首が勅撰集に入集するのである。「十訓抄」編者が相當に漢文学に通じていた人物であることは明白である。しかし一方において和歌に対する編者の志向性もまた察知できる。以上述べて来たように、菅原為長は漢文学のみならず和歌文学に対する好尚も持ち合わせていた。とすると、「十訓抄」巻十一「大隅国郡司翁詠歌被免罪事」の説話で、郡司の老翁が罪ありて罰せられんとした時、秀歌を詠じて許されたことについて、「十訓抄」編者が、

……哥は妹背の中をもやはらぐる媒なるによりて色めく類是を花鳥の使とす共あり。

と記し、あるいは、同じく巻十一「和邇部用光吹簞築遁海賊難事」の説話で、

……たけきものゝふの心をなぐさむる事和歌には限らず。こ

れら管絃の徳なり。此事は鬼神の所感にあらざれども、命をたすくる事嚴重によりて次にしるす。

という「古今集」序文を踏まえた感想を綴ったとしても、何ら不思議はなかつたといえる。

学問と故実

「十訓抄」という説話集は、その題目の示す通り、儒教思想を根底においたきわめて教訓性の濃厚なものである。鎌倉時代に輩出した説話集が、その性質の仏教・世俗説話集であるを問わず、教訓的色彩を有することは否定できない。そして、「十訓抄」は特にその色彩を濃厚にしている。「十訓抄」の教訓的色彩は説話に附された編者の感想に顕著に認め得るのであるが、ところが、「十訓抄」より二年後に成立した「古今著聞集」は、「十訓抄」の成立とほぼ時を同じうしながら、説話の末尾に時折、編者の簡単な感想を附加するのみである。「十訓抄」は説話集ではあるものの、編者の意図が教訓にあり、「古今著聞集」の編者のそれが説話そのものの収集にあったという相違を明確に読みとることができ、さらに言えば、「十訓抄」に見る顕著な教訓性は、儒者にして始めてでき得るものではなかつたか。

「十訓抄」には、しばしば編者の学問に対する強い姿勢を見ることが出来る。「十訓抄」巻三「道長途上見出大江時棟事」の説話は、御堂関白物へおはしけるに、道に荷負馬の先に立たる小童の、手に文をさくげてよみけるをあやしとおぼして、ちかくめしよせて御らんじければ眼に重瞳有て、いみじく賢き相のしたりけ

れば、やがてめして匡衡につけて、学文をせさせられけるほどに、後には大江時棟とて、広才博覧の文士となれりければ、君に仕へて博士の道をつげり。養生の方をさへつたへて寿考の人たりき。

と、道長が後の博士大江時棟を見出す内容である。「十訓抄」編者が本説話をなぜ登載したか。そこには「十訓抄」編者の学問道に対する強い姿勢を見ることができよう。その意味で巻十「大江康貞依池田庄解文秀句被召加文殿事」の説話に「此等文章に付たる面目也」という感想を附しているのは、「十訓抄」編者の文章道に通じた一面をうかがわしめる。そして巻六「道真旧宅梅枝飛干太宰府事」の説話に、

……此のたぐひは唐の事なれば、孝子伝蒙求などにしるせるによりて、皆人口つきたる物がたりなれば、くはしく書きのぶるに及ばず。

と記されているのには、中国説話と「十訓抄」編者との関連を感じさせる。「十訓抄」編者の学究的態度は随所に見ることが出来る。

○但此事おぼつかなし。古き目録にも、霓裳羽衣は壹越調の楽也。本の名をば壹越婆羅門といひけるを、同帝のとき天宝年中に、もとの名を改て、霓裳羽衣と名づく。能々可尋。(巻十)

○唐玄宗入月中習得霓裳羽衣曲事(前中書王冕裘賦に……とか、れたるは此事歟。(巻六「塞翁馬事」)

○嵯峨帝より後人よみたらば此儀に不叶。もし帝始て作出給へるを彼集に入たるにや。又前代より人のよみける古哥歟。不

審也。(卷七「嵯峨天皇試小野篁学才給事」)

○さる才芸の人の御子にもかゝる人おはしましけり。菟裘賦と云名だにも知給はざりけるにや。(卷十「伊陟不知菟裘賦事」)

右記諸文には「十訓抄」編者の学究的態度、又、時には卷十「伊陟不知菟裘賦事」に見られるような術学的態度さえ感じとれる。

この学究的態度とともに、「十訓抄」には編者の故実を重んじる態度が顕著である。

○朝倉にとりてはめでたき曲なり。昔よりかたみにゆづりて、上手にうたはせむとするなり。ことがきすがゞきをかくに、拍子ばかりを打て、上下臈をいはず、堪能のものにゆづりて、かれがうたふを待たり。(卷一「天智天皇朝倉木丸殿御歌事」)

○是より後試案に竹の枝をさすとかや。(卷一「臨時試案時実方折具竹為插花事」)

○是より反古色紙の経は世にははじまりける。(卷五「清和天皇崩後東宮御息所薄墨経書写供養事」)

○我朝に内裏焼亡のはじめ也。(卷六「平群木菟等奉救履中天皇事」)

○おとし文はよむ所にとが有といふ事、是より始るとかや。(卷七「嵯峨天皇試小野篁学才給事」)

○三の舟に乗とは是なり。(卷十「源经信乘三舟事」)

○をとめこが袖ふる山と吉野山を云も是より始也。(卷十「五節舞由来事」)

右記諸文には、「十訓抄」編者のある事からの由来、故実といったものに対する志向性がうかがわれる。このことは「十訓抄」編者

「十訓抄」の編者について 菅原為長説再考

の学究的態度とも関連して、編者が学問道にたずさわっていた人間ではなかったかということを想起せしめる。また、故実に対する態度という点では、「愚秘抄」下に「為長卿が聖廟奉納の詩歌合をば、建久三年二月二日披講には、梅花の枝を用いて侍き」と記されているように、為長も同様である。為長の「編御記」を見ると「建保七年四月」の項に

同十一日。午刻召使持_レ来宣旨。藤頼範卿。予。宗業卿。三人書連。持_レ向頼範宗業而卿許_レ之由。召使依_レ合_レ申。所_レ留_レ置宣旨也。不_レ謂_レ位次。最末持来人之許留_レ宣旨。是故実也。(傍線筆者)

と記され、「元仁二年四月」の項には、

元仁二年四月廿日。改元嘉祿。外記之權_レ宣旨載_レ兵部卿與_レ予。未持_レ向彼卿許_レ之由申之間。返_レ給宣旨_レ畢。是故実也。

と記されている。そして、寛喜四年三月二十七日、恒例の仁王講によって為長が北野に参籠の間、年号字を撰進すべき由の宣旨が来、四月一日、為長は貞永、和元二つの年号を出し、翌日、「陣定」あり、貞永と改元されたのである。為長は「予所撰進之年号字被_レ撰用一事。已六箇度。所謂建曆。承久。貞応。元仁。寛喜。貞永等也。可_レ謂_レ過分。」と語った後、

今度所_レ進人。藤中納言頼。新藤中納言家。二位在_レ高。予。文章博士資高。信盛并六人。頼資卿寄_レ事於灸治。辞_レ申年号之撰。一日夜重被_レ仰_レ可_レ撰進_レ之由。当日早旦五箇字撰申。正嘉。正安。寛。此改_レ引文_レ被_レ進。不_レ存_レ故実_レ。撰_レ取古年号_レ進者。先度他人所進。今度此人令_レ進無_レ其難。取_レ其人

始所ニ選進之新年号者。其人現存之間。不可奪取。是口伝也。無先蹤一歟。頼資卿之所為不審。

と頼資の所行を「不存故実一歟」と非難しているのである。このような故実重視の態度は、「十訓抄」の編者の故実に対する態度と合致する。

孔子家語と編御記

前述のごとく、「十訓抄」の編者が漢籍に相当通曉していた人物であることは明白である。そして、「十訓抄」編者が好んで引用した漢籍の一つが「白氏文集」であり、また「孔子家語」でもあった。「十訓抄」で「孔子家語」と関係のある、あるいは関係ありと目される部分を次に記したい。

「十訓抄」巻四「行基菩薩遺言誠多言事」の条で、臨終時の行基菩薩が弟子達に与えた教訓を記し、ついで「朝野僉載云」、「又云」・「養生経白」・「又孝子伝には」という形で諸書より教訓を引いている。この中の「又云」の部分で「口は是禍の門也。舌はこれ禍の根也」という一文は、「春秋左氏伝」襄公二十三年に「閔子馬曰、禍福無門、惟人召之」といった発想の類似するものもあるが、おそらく「孔子家語」巻之三編周第十一に、

……誠能慎之福之根也。口是何傷禍之門也。

という一文を踏まえたものと目される。また、「十訓抄」巻四末尾の「三緘之誠事」の説話は、孔子が老翁と会い、その老翁が三たび口を開いてことばを発しなかったことを案じ、孔子は「三たび口をあくとも詞をな出しそ」と悟ったというものである。この説話は、

「孔子家語」巻之三編周第十一に、

孔子觀周。遂入太祖后稷之廟。堂右階之前有金人焉。三緘其口。而銘其背曰。古之慎言人也。戒之哉。無多言。多言多敗。無多事多患。(下略)

と記されているのを踏まえたものかと思われる。そしてこの金人の背に銘してあった一節に、前掲「誠能慎之福之根也。口は何傷禍之門也」の一文が見られるのである。「十訓抄」と「孔子家語」とを比較した時は、「十訓抄」本説話冒頭の「孔子路を過給ひけるに」という一文は「孔子觀周、遂入太祖稷之廟」を踏まえて簡略化したと見られようが、「孔子家語」で、この金人の三緘、及びその背の銘文を見て、孔子が弟子に向かって「小子これを識せ。この言は実にして中り、情にして信なり」と語るといふふうになっており、「十訓抄」は、孔子が老翁の態度を見て、その意味を解するといふふうになっている。つまり、「十訓抄」本説話は、「孔子家語」の伝えるところとは明きらかに異なっている。もし、「十訓抄」編者が「孔子家語」を踏まえたものとする、こういう内容の相違がなぜ起ったのかという問題が残されることになる。「十訓抄」編者が、説話文学化ということを念頭において創作したものか、あるいはこの時実際に「孔子家語」を座右において見ながら書いたのではなく、記憶によって書いたものかということである。しかし、「十訓抄」の編者を菅原為長であるという立場に立って述べるならば、為長が「孔子家語」を見ていたことは事実である。

「十訓抄」巻五は、「可撰朋友事」という題目が示すように、編者は序文に朋友を選ぶべき必要を説いているが、その中で、

……顔氏が家訓には

與_二善人居如_レ入_二芝蘭之室_一。久而自芳也。

與_二惡人居如_レ入_二鮑魚之肆_一。久而自頹也。

といへり。

と記しているのは、「孔子家語」卷之四六本(第十五)に、孔子が自分の死後の商(卜商)・賜(端木賜)両者の行動を予測した後、

……故曰。與善人居。如入芝蘭之室。久而不聞其香。即與之化矣。與不善人居。如入鮑魚之肆。久而不聞其臭。亦與之化矣。丹之所藏者赤。漆之所藏者黑。是以君子必慎其所與處者焉。

と記されているところである。右記「孔子家語」と「十訓抄」とを比較した時、若干文章が異なるものの、石橋尚宝氏が「さて本文家語の語は、全く家語の文によれり」(十訓抄詳解)と指摘しているように、おそらく「孔子家語」を典拠としたと目される。なお、この文は「説苑」第十七雜言に

……又曰。與_二善人居。如_レ入_二蘭芷之室_一。久而不聞_二其香_一。則與_レ之化矣。與_二惡人居。如_レ入_二鮑魚之肆_一。久而不聞_二其臭_一。亦與_レ之化(下略)

と記されてもいる。この「説苑」の一文と「孔子家語」とを比較した時、「十訓抄」・「孔子家語」で「芝蘭」と記されているのが、「説苑」では「蘭芷」と記されていることである。このことは、「孔子家語」と「説苑」が同語を掲載しているものの、「十訓抄」は「孔子家語」を典拠としたということの一傍証となる。

「十訓抄」卷六「隨身公助被打十父不逃事」の説話は、諸書に伝えられている著名な孝行譚である。本説話はこの公助の説話を記した後、

……孔子の弟子に曾参といひけるは、父のいかりて打けるに、逃ずしてうたれたりければ、孔子聞給ひて、もし打ころされなば、父の悪名をたてん事、ゆゝしき不孝なりといましめ給ける。是も理也。

と記している。このことは、「孔子家語」卷之四六本第十五に、曾子耘瓜誤斬其根。曾皙怒。建大杖以擊其背。曾子仆地而不知人。久之。有頃。乃蘇欣然而起。進於曾皙曰。嚮也參得罪於大人。大人用力教參。得無疾乎。退而就房。援琴而歌。欲令曾皙而聞之。知其體康成。孔子聞之而怒。告門弟子曰。参来勿内。曾皙自以為無罪。使人請於孔子。子曰。汝不聞乎。昔曾皙不犯不父之舜之事。瞽瞍欲使之。未嘗不在於側。索而殺之。未嘗可得。小極則待過。大杖則逃走。故曾皙不犯不父之罪。而舜不失蒸蒸之孝。今参事父。委身以待暴怒。蹙而不避。既身死而陷父於不義。其不孝孰大焉。汝非天子之民也。殺天子之民。其罪奚若。曾参聞之。曰。参罪大矣。遂造孔子而謝過。

と記されているのを踏まえ、梗概のみを記したものとされる。「十訓抄」卷十「源頼朝和歌事」の説話は、源頼朝、実朝父子が二代にわたって撰集に入ったことを称讃した後、これと関連して「文事あればかならず武そなはる謂なり」という編者の感想が附されている。この感想は、「孔子家語」卷之一「相魯第一」に、定公が齊侯と夾谷に会した後、孔子が定公に注告した言として、

……定公與齊侯會於夾谷。孔子攝相事。曰。臣聞有文事者必有武備。有武事者必有文備。(下略)

と記されている文を根拠にしたものと目される。

以上、こうしてみてみると、「十訓抄」は明白に「孔子家語」を踏まえながらも、「孔子家語云」とか、あるいは「孔子家語に曰」というような形式で書名を明確にしているところはない。しかし、菅原為長の「編御記」を見ると、

家語曰。智仁勇三者。天下之至徳也。所行_レ之者一也。或生而知_レ之。或学而知_レ之。或困而知_レ之。好学近_レ於智。力行近_レ於仁。知耻近_レ於勇。知_レ此三者。則知_レ脩_レ身則知_レ治_レ人。知_レ治_レ人則成_レ天下国家_二者矣。

孔子家語第四曰。哀公問政。

第十七曰。孔子曰。好学近_レ乎智_二。力行近_レ乎仁_一。知耻近_レ乎勇_二。知斯三者。則知_レ所_レ以脩_レ身。知_レ所_レ以脩_レ身則知_レ所_レ以治_レ人。知_レ所_レ以治_レ人則能成_レ天下国家_二者矣。

と記されている。「家語曰」と「孔子家語第四曰」とは内容が一部重複しているが、これは、「孔子家語」巻之四哀公問政第十七に記されている一文である。菅原為長の「編御記」は、建永から仁治にいたるまでの年号撰進の経緯を綴ったもので、これによると為長は、彼の撰進した「建永」・「承元」・「承久」・「貞応」・「元仁」・「寛喜」・「貞永」・「天福」の年号が用いられたという。建永・承元・建曆・建保・承久・貞応・元仁・嘉祿・安貞・寛喜・貞永・天福・文暦・嘉禎・延応・延仁・仁治と改元されたわけであるが、「編御記」で記されている限りで、為長が関与した年号撰進は、建永・承元・建保・承久・貞応・元仁・嘉祿・安貞・寛喜・貞永・天福・文暦・嘉禎・延応・延仁・仁治の十六回であり、このうち「嘉祿」の時は「承久」・「貞応」・「元仁」と「相統三度被_レ用」たため、

用いられないことを敢て望み、用いられざる字を撰進したという。

この他、「文暦」と改元された時も同じ理由で、あえて用いられない年号を撰進したと記している。語がいささか焦点をそれたが、為長は前述のごとく「編御記」に「孔子家語」の一節を引いており、「延応」決定に関する場でも、為長は「孔子家語」を例として説いている。儒者が「孔子家語」に通暁しているのは当然といえよそれまでであるが、「孔子家語」を踏まえているにもかゝらず、明白に書名を示さないで「十訓抄」に引かれている「孔子家語」と、「編御記」において為長が年号撰進の際の根拠として引いている「孔子家語」とが、全く無縁であるとは思われない。

「文鳳鈔」は、ある語に関する類語・由来文・例文等を集めたもので、編者が為長の博覧宏識を端的に示すものである。この「文鳳鈔」にも「孔子家語」が引かれている。

○商羊飛 湘飛

齋ノ国ニ有一足鳥ヲ集殿ノ前ル齊隻問フ孔子ニ孔子ノ曰ク此ノ鳥ノ名ヲ商羊ト云昔童兒折ニノ脚ル天ノ雨フラムトスルトキニ此鳥必ス無ト云果シテ大ニ雨フル家語(文鳳鈔第一)

○巫馬期為草文令 載星出入ス家語(文鳳鈔第五)

○伯牙鼓琴 鍾子期聽之伯牙志在泰山ハ子期曰善哉巍巍トシテ若泰山志至流水レハ子期復曰善哉陽々タル若三流水ニ子期死テ伯牙絶絃テ不レ復レ鼓見家語(文鳳鈔第六)

右記「文鳳鈔」に引かれている「孔子家語」と「編御記」に引かれている「孔子家語」、そして「十訓抄」に引かれている「孔子家語」という関係は「十訓抄」の編者を菅原為長とする有力な傍証となら

ないであろうか。「文鳳鈔」と「十訓抄」という関係についても少し述べる。前述のごとく、「十訓抄」の説話配列は、同類説話の配列が原則である。このことは既発表の小稿「十訓抄の説話配列と作者」で述べたので詳述するのはひかえるが、「天魔の所為なれども愚なるよりおこれる上、先の事に相似たる間注す」（巻七「伊吹山千手陀羅尼持事者」）・「玉をこそくだかねども、成方が風情相似たり」（同「蒲相如取返和氏璧事」）・「能因がふるまひに似たるによりて次に申す」（巻十「待賢門院女房加賀詠伏柴秀句事」）・「是は和哥にあらねども、事がら同事にや」（同「成通吟今様落乳母經事」）・「定頼中納言法華經をよみすまして独居たる所に陽勝仙人の來れる事に似たり」（同「高明彈琵琶時廉承武靈事」）といった編者の感想にうかがわれるように、「十訓抄」編者は、明きらかに同類説話を集中的に配列しようとしていたことが分る。このことと関連して、菅原為長の「文鳳鈔」は、雑然と、語彙・故事を並べたものではない。例えば、「文鳳鈔」第四には、貧しくして学を好んだ者の事蹟が集中して記されている。これらは、「十訓抄」の同類説話の配列と編者の意識の上から酷似する感がある。

「孔子家語」と「十訓抄」の關係と同じことが、「貞觀政要」の場合にも言える。「十訓抄」と「貞觀政要」については、乾克己氏が、

……当時、「和訳貞觀政要」は為長の作であるということには世に隠れもない事実であつたとみられるから、これを十訓抄の本文に平然と援用するということは為長以外の人物にとつて憚られたものではあるまいか。むしろ、五代の帝の侍読としてしば

「十訓抄」の編者について 一 菅原為長説再考一

「貞觀政要」の進講にあつた為長なればこそ、これを自家薬籠中のものとして十訓抄の適所に配置することができたのであり、また彼が儒門の人であつたからこそわざ／＼「儒学ノハカセヲモチキル篇」の中から語句を取つたのではなからうか。（「十訓抄」の作者は菅原為長か）、国学院雜誌、昭和四十二年五月）

と述べている。「貞觀政要」からは、「十訓抄」巻二「驕者不久事」の条に「貞觀政要に書れぬこそ、儉約の政有べきやういみじくめでたけれ」と記されているのははじめとして、巻三「源僧侶都等與性空上人問答事」・巻五「安康天皇召大草香皇子妃給事」・巻六序・巻十「能因詠歌行雨千三嶋神事」・同「唐太宗勅問于魏徵等事」・「学業才幹事」などに引かれている。この場合、「十訓抄」に「貞觀政要」という書名を明確に示しているのは「驕者不久事」の条の一箇所のみである。そして、「編御記」嘉禎の条では、各々の撰進した年号について審議の時、「嘉元」について、

……予申云。故民部卿光。引此貞觀政要文。撰進嘉元字。嘉字無_レ陸證。被_レ用_レ嘉字者。似_レ破_レ嘉字。故賢所_レ見載難_レ被_レ破。

と、為長自ら申し述べたことばを引いている。この中にも「故民部卿」のことはいえ、「貞觀政要」の名をあげている。「貞觀政要」と菅原為長の關係は、今さら述べたててもなからうが、「貞觀政要」を介しての「編御記」と「十訓抄」との接点を感じないではいられない。この場合も「十訓抄」編者を想定する上での有力な一傍証と考える事が出来ないであろうか。次に、「十訓抄」編者と

白楽天との関係、及び「文鳳鈔」編者為長と白楽天との関係について論じてみたい。

白楽天への傾倒

建長六年十月、「古今著聞集」成立のみぎり、編者橘成季が、白楽天、人麻呂、廉承武の畫影をかかげて寔宴を行ったことは周知の通りである。白楽天が詩聖として当時の人々の崇敬の対象となっていたことは、贅言を要しまい。「十訓抄」にも白楽天の逸話、文集よりの引用などが多々記されている。

「十訓抄」巻一「詩歌難事」の条に、四條大納言公任が、白楽天の「楚思淼茫雲水冷、商聲清脆管絃秋」の詩を難する人もいたが、秀句であるゆえをもって「和漢朗詠集」に入れたという説話がある。この説話は結果として公任賞讃の意がこめられているのであるが、「十訓抄」編者の白楽天に対する崇敬の情がうかがわれる。その意味で、巻一「清少納言依香爐峯雪詩挨拶御簾事」の条に、

……彼香爐峯の事は、白楽天老の後、此山のふもとに一の草堂をしめて住ける時の詩に、

遺愛寺の鐘敬_レ枕聴、香爐峯雪挨拶_レ簾看

とあるを帝仰出されるによりて御簾をばあげけるなり。彼清少納言は、天曆の御時梨壺の五人の哥仙清原元輔女にて、其家の風吹伝えたりける上、心さま優にて折につけたる振舞いみじき事多かりけり。

と、清少納言に讃辞を送っているのも同様の理由ではなかったろうか。そして巻五「元愼死後白楽天集其遺文事」では、「元愼と楽天

とは詩の友にておはせしが」という敬語を用いての文章で書き出し、白楽天が元愼の死後、その詩三十巻を集めて大教院の経蔵に籠めたことを記した後、「誠に佳友の交は何よりも面白かるべし」と、その感想を吐露するのである。白楽天の存在は、「十訓抄」編者にとつて、思想のよりどころとなっている感がある。巻二「莊子直木善鳴鴈教事」の条に、

……文集詩云

木鴈一篇須三記取一 致身材與三不材間

とあるは是なり。

と記されているのをはじめとして、巻二「驕者不久事」の条には「文集一卷の凶宅の詩には、驕は物の盈る也。老は数の終りなりともいふ。同四巻杏為梁には、儉なるは存し、奢れるは失する事、今在目とも書かれたり」と記され、巻五「聚妻三不去七去事」の条には夏野大臣が定めた「妻を不_レ去道三つ、可_レ去道七つ」を記した後、「故に白居易は、井の底の瓶のたとへを引て、少人の家の女つゝしみて身をもて、かろくしく人にゆるすなかれといひをかれ……」と白居易の言を教訓として引くのである。同じく巻六「季札懸劍於徐君墓事」の条で、著名な徐君と季札の説話を記した後、「楽天書子事有」として

一鼠得_レ仙生_三羽翼、衆鼠看_レ之有_三羨色

可_レ憐上_三天猶未_レ半 忽作_三烏鳶口中食

という詩を引き、「是物をうらやまじき心にや。又憂悦ともに深くせざる例の一證是也」と記し、巻七「徽宗皇帝事」の条では「故に楽天には、君をしてはちをとらしむとも、君取事なかれともいさ

め……」と記し、同巻「金剛寺僧食松葉欲為仙人落入干谷事」の条で、松の葉を食することにより仙人となれると聞いた僧の失敗譚を叙し、そこで、「十訓抄」編者は「文集には苟も金骨の相なくば、円臺の名を期しがたしとこそかゝれて侍なれ」と教訓を記すのである。つまり、「十訓抄」編者にとつて、白楽天は彼の人生哲学の拠点とも称すべき存在であるといえる。そして巻十「白楽天入人家以詩秀句解主人疑事」の説話で、

白楽天ある年春暮煙霞の興にひかれて、あくがれ出たりけるに、花おもしろき家の有けるに、馬に乗ながら入たりけるを、あるじの將軍とがめければ、

遙ニ見ニテ人家ニ花アレバ便チ入。不レ論貴賤興ニ親疎トナ

と詠じけるによりて、又云事なかりけり。物を感じる風情如斯。と、白楽天が秀句によつて將軍のとがめを免れるという説話を感動をこめて叙述する。そこには、もちろん「十訓抄」編者の意識が見られるのであるが、巻七「可ニ專思慮事」の序に、

……樂天書給へる書にも、

去ル者ハ逍遙ニ来ル者ハ死ス 乃シ知ハ禍福ハ不ニ天ノ為シハザ

是は秦の李斯等が心をきらひ、漢の園公等がふるまひをほめたる古調四韻の内の落句也。かゝるに付ても三界唯一の心也。心の外に別法なかりけりと覚ゆ。楽天又文珠の化身なればいかゞ信ぜざらん。

と記すにいたつては、「十訓抄」編者の白楽天信奉も頂点に達する。詩聖白楽天を「文珠の化身」と見る。こうした思想は、末世における文章道にたざさわる人間にして初めて理解できる思想ではな

「十訓抄」の編者について——菅原為長説再考——

かったか。「十訓抄」編者の白楽天崇拜の思想と関連して、為長の「文鳳鈔」には、白楽天の詩文集よりの引用がしばしば見られる。学問の家菅原一門の人間が、白楽天を神格化してながめるのは当然であろう。一方、「十訓抄」の諸説話に附された教訓、感想が白楽天を一つの根底としているという事実は、「文鳳鈔」に白楽天の詩文・事蹟をしばしば——最も多く引いていることと無関係とは思われない。「文鳳鈔」第一「華陽洞鶯子樓」の項に

白楽天ノ八月十五夜ノ詩ニ花陽洞ノ裏ノ秋壇上今夜清光ハ此處ニ多シ又鶯子樓ノ中ノ霜月ノ夜秋來テハ只為ニ一人長シ文集

と記されているのを初めとして、「白楽天・上陽人ノ詩ニ蕭々タル暗キ雨ノ打ッ窓ニ聲文集」(第一)・「白楽天草堂詩ニ曰ク紙閣盧簾着ニ孟光ニタリ文集」(第四)・「白楽天ノ白蘋洲ノ五帝記ニ曰ク……」

「(第四)・「白楽天上陽人ノ詩ニ曰ク……」(第四)・「白楽天ノ驪宮高詩ニ曰ク……」(第四)・「白楽天ノ杜丹芳ノ詩ニ曰ク……」(第五)・「白楽天ノ詩ニ曰ク潮ノ聲ハ夜入ニ伍員廟ニ」(第六)・「白楽天ノ詩ニ曰ク昭君村ノ柳翠於眉」(第八)……など各巻に白楽天の詩文集よりの引用があり、「白楽天愛竹テ為吾友ス」(第五)といった逸話などを随所に記している。「十訓抄」に見られる編者の白楽の崇拜の情と、「文鳳鈔」に見る編者の白楽天への志向は、単なる偶然の一致であろうか。私は、そこに「十訓抄」と「文鳳鈔」の編者の接点を感じないではいられないのである。

以上、「十訓抄」の編者をめぐって論じて来たが、要は、

(1) 「山送りの弁」説話には、編者の親経に対する一種遺恨の情が含まれていた。

(2) 「十訓抄」と「編御記」は、故実を重視する編者の態度が一致する。

(3) 「十訓抄」には、「孔子家語」を踏まえた文が見られ、「編御記」にも年号撰進の根拠として「孔子家語」を引いているのは、「十訓抄」・「編御記」両書の関係が、全く無関係であるとは思われない。

(4) 「十訓抄」は、同類説話の配列が原則であるが、「文鳳鈔」も第四に貧しくして学を好んだ者の事蹟が羅列されているごとく、同類の話を集的に収録しようとした編者の意識がうかがえる。

(5) 「十訓抄」と「文鳳鈔」にはともに編者の白樂天に対する強い崇敬の情が見られる。

ということである。つまり、「十訓抄」と菅原為長の著「文鳳鈔」・「編御記」とを比較した時、いくつかの合致点を発見する。その意味で、本稿は「十訓抄」の編者を菅原為長と認定する一つのアプローチである。そして「十訓抄」の編者に関して少しく付け加えるならば、巻二「可離橋慢事」序文に「さればある経には心の師とは成とも心を師とせざれとかくれたるとかや」と記されているのは、「十訓抄」編者が、「往生要集」を見てはいなかったと考えられ、あるいは「十訓抄」執筆の段階で出家の身ではなかったのではあるまいか。

「十訓抄」編者が、冒頭の序に「……閑に諸法実相の理を案す

るに、かの狂言綺語の戯、かへりて諛佞乗の縁たり」と記したのは、丁度、およそ五十歳で在俗の朝散大夫橘成季が、「古今著聞集」完成のみぎり、その跋文に「すみやかに三十巻狂簡の綺語をもて、翻て四八相値遇の勝因とせん」と記したのと同種であったと思われる。「平戸記」の作者に「朝之重器。国之元老也」と称された菅原為長こそ、その博覧宏識を縦横に駆使して「十訓抄」を書くのもっともふさわしい人物ではなかったろうか。